

第五回 參議院大藏委員會會議錄第十六号

昭和二十四年四月二十二日(金曜日)

本日の會議に付した事件

○米國對日援助見返資金特別會計法案(内閣提出、衆議院送付)

○貿易特別會計法案(内閣提出、衆議院送付)

○政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)

○有價証券の処分調整等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)

○國民金融公庫法案(内閣送付)

午後二時十九分開會
○委員長(櫻内辰雄君) これより委員會を開會いたします。

米國對日援助見返資金特別會計法案の御審議をお願いいたします。御質疑がありましたらこの際にお願ひいたしますと存じます。

○米倉龍也君 前回までのいろいろ御説明によりまして、大体この會計の全貌が分りましたが、この會計の資金の運用の結果は、御説明にもありましたように、結局デフレに導かれるというように考えなければならぬのであります。従つてこの運用をできるだけ産業資金の面に活用するようの方針を採るべきだと思ふのですが、大体日銀手持ちの國債、或いは復金債などを優先的に大部分のもので、償還に当てると、建設公債という二百五十億ですと、或いは総合資金計画では二百七十億

第七部 大藏委員會會議錄 第十六号 昭和二十四年四月二十二日【參議院】

という数字が示されておるようでありまして、それ以外の千四百八十億というものが、産業資金に当てると言つておりますけれども、一面それは日銀手持ちの復金債、主として多分復金債を優先的に償還するだろうと思ふのですが、そういうことが強行されれば当然デフレになつて来るわけでありまして、この点は運用については、米國の意向と申しまするか考へ方が強くなるわけで、日本政府でどうすることもできないかも知れませんが、十分その点は政府において誠意を以て一つ御努力をお願いしたい、それはこのデフレになりまして最も懸念されるものが、中小企業金融と同時に、農村金融の逼迫になることである、現在の農村金融が非常に窮乏に陥つておることは、すでに明らかになつておることであるが、この農村金融のこういうような状態になりましたことは、一般的金融情勢から考へられますけれども、その一つの理由といたしましては、昨年従来の農業金融を扱つておりました農業協同組合が足したんですが、この新しい農業協同組合も、一面農村金融を扱うのであります。この移り変りのために農村金融は非常に窮乏に陥つておる、農村金融の新しい秩序がまだ確立しないのであります。そういう金融機関の、從來農村の金融機関として、大きな働きをしておりました組織が変りまして、農村金融は更に一

般經濟或いは金融情勢に拍車をかけて、苦しい状態に陥つたと思ふのであります。そして新しい農業協同組合が金融をもつと円滑に扱うためには、從來の農業協同組合が持つておりました公債、國債の処理ということが非常に大事な問題になつておまして、この國債の処理を何とか考へなければ、依然として農村金融がそのために圧迫される、そのことは解消されないものであります。大體政府は農業協同組合と、それから新しい協同組合の発足との間に移り変るときは經濟界、或いは金融界にどういふ影響があるかというやうなことを十分研究をし、それに対する対策を予め立てて置かなければならなかつたと思ふのでありますけれども、そういうことを全然考へなくて、ただ組織の解体ということになりましたので、その点が現在農村の金融の上に大きな影響を及ぼしておるわけでありまして、それでこういうやうな資金が若し國債の償還に当てられるとするならば、農村金融から申しますれば、今農村の清算事務に、清算に入つておる、或は農業協同組合の手持ちの公債なり、或はすでに新しい農業協同組合に移譲されました國債、そういうものの償還にも一部分当てて頂くように御努力が願われるかどうか、そういうことは一般金融機関の國債に対しての問題にも関連するものでありますけれども、今回のこの千四百八十億のうちのもので、千億近しいものが、國債償還に当てられるとしても、それ

は日本銀行の手持ちが優先的で、外の機關のものはやらないといひますれば、一應日本銀行の國債償還によつて、日本銀行の手持ちがなくなるわけでありまして、その後において日本銀行がそれらの農村にある國債の処分について十分考慮をして貰うというやうなことに相成れば、結論といたしましては、この資金を利用したことに相成るわけでありまして、いづれにしても現在の農村金融の上に、農村の金融機関が持つておる國債の処分といふことは大きな問題だと思ひます。それは金融、当面の金融操作の上にも影響がありまして、又新しくできます農業協同組合が、いづれはその國債を引受けなければなりません。その引受けの場合の經營上の損益に大きな影響が来るのであります。現在の國債が四分五厘以上のものでありますので、三分五厘内外の古い國債を相当手持ちをしなければならぬといふことは、新しく発足する農業協同組合の收支の上に大きな影響があるのであります。これは相當の敷にも上つておるもので、どうか折角こういう資金によつて國債が償還されるというならば、その中へ農村における只今申しましたやうなものを入れて頂けるか、どうしてもしなければならないといふことは、日本銀行において、農村にある國債の処分について、十分政府が日本銀行へ働きかけて心配をして頂きたいといふことをまあお願いするわけでありまして、

○政府委員(田口政五郎君) 米倉さんにお答えをいたします。お話のようにこの米國の對日援助見返資金で現在日本銀行が持つておる、又市中一般銀行の持つておる公債或いは復興債券を買上げるというときに、ただそれだけではなしに農業金融方面のことを考慮して、農業金融方面の今日行詰つておるのを解決するために、元の農業協同組合の持つておる公債或いは今度引継がれる協同組合の持つておる國債をも併せて買上げようと、こういう御意見でございますが、勿論この資金で國債の買上げをいたしますのは、日本銀行の手持ちになつておる分、或いは一般市中銀行の、そういう銀行の持つておる分ということに制限されておるものではございませんので、御希望のやうに農業協同組合、農業協同組合の持つておる國債をも買上げができるやうに、勿論考慮をいたしますが、又只今お説のように、日本銀行の手持ちの國債を償還いたしましたとしても、亦復金債を償還いたしましたとしても、結局は間接にそれだけの全体の資金にゆとりができて来るのであります。紙幣の発行高は約三千五百億に上つておりますが、それに余裕がござりますれば、それが産業方面の資金に廻ることも当然でありまして、現政府の根本方針として、特別の機關による日本銀行の信用制度の膨脹を抑へまして、ただ一般金融機関にこの手持資金を豊富に出しまして、その金融機関の自主的活動によつて、すべての中小商工業、或いは農業方面、水産方面の金融が行き詰らな

一

いように円滑に行くように、いわゆる自由経済の眞の金融機関の自主的活動に俟つて、各資金が円滑に廻つて行くようにということを原則として希望いたしておるのでありますから、今のお説のような点は直接、或いは間接に資金が枯渇せぬように、円滑に廻るよう政府におきましては十分の誠意を持つて進むつもりでありますから、その点御了承願ひたいと思ひます。

○波多野鼎君 ちよつと條文について説明を聴きたいのですが、第四條ですね。これがまあ運用の中心になる條文ですが、ここで「國債の償還に關する費途に使用し」ということ、償還に關する費途といふことと、國債の運用といふことと、どんなふうな區別がありますか。先ず説明を聴きたい。

○政府委員(佐藤一朗君) 「國債の償還に關する費途に使用し」と申しますのは、後に出て参りますように、整理基金に入れたまはして償還をしてしまふという一つの費途に充てます。それからもう一つはこの援助資金で公債を買ひましてそうして持つておきまして、場合によりましては又賣るといふようなことも考慮をいたしておるわけでありまして、償還の方はこれは償還してしまふわけでありまして、持つておきまして又賣るとかいうようなことをも考慮しておるわけでございます。

○波多野鼎君 そうすると國債の運用に使用しといふことは、いわゆるマーケット・オペレーションとなるのですか。

○政府委員(佐藤一朗君) さうでございます。

○波多野鼎君 後の方は償還の場合、そうすると「國債の償還に關する費途に使用し」といふことはどういふことですか。國債の償還に使用し」と言つては間違ひなんですか。

○政府委員(佐藤一朗君) お答え申し上げますが、これは趣旨においては變りございません。

○波多野鼎君 はあ、そうですか。

○政府委員(佐藤一朗君) おつしやいました意味で実は使つております。要するに運用と使用はその後の方にもございまして、全部使ひ分けておりますので、いわゆる運用と、それから場合によつてはやりつばなしの場合と、両方考へておるわけでありまして、それから國債の場合は償却の場合なすから、國債の償還に關する費途……。

○波多野鼎君 それじや國債の償還に使用してはよくないのですか。關する費途」と書いてあるとその費用が莫大のような印象を受けるのですが……。

○政府委員(佐藤一朗君) 國債に關する費途は直接その國債の償還もございまして、それに関連する費用も起りますのでございまして、それから關するとして方がいと思ひます。

○波多野鼎君 それからもう一つは私企業に対する資金に運用するという場合は貸付ですか。公企業に対する資金に使用するというのは政府出資金さういふ意味ですか。

○政府委員(佐藤一朗君) この運用の方は、これは公私両面に亘る運用については公私企業でもよろしいと、併しなから例えは補助をするとか、やりつばなしの場合にはこれは私企業に對してはできない、こういうふう

考へております。

○波多野鼎君 公企業に対する資金に使用する、といふのはやりつばなし補助金のようなことを意味するものでありますか。

○政府委員(佐藤一朗君) 結局例えれば独立採算の鉄道なんかの場合に考へまして、あとで返して貰ふないでやりつばなしにしてしまふというふうな場合もあり得るといふ書分けであります。

○波多野鼎君 それからもう一つだけ第五條の「國債を償還又は償却したときは」のこの「償還」と「償却」どんなところが違ふのでありますか、一つ説明して頂きたいのであります。償還又は償却したとき」とあるものであります。

○政府委員(佐藤一朗君) これは第五項でございまして、

○波多野鼎君 第五條。

○政府委員(佐藤一朗君) 第五條です。これは前の條文を受けておりまして、いわゆる借入償還の場合と、それからこの國債整理基金特別会計に移す場合と両方ございまして、いすれにしても減失償却をする場合は償却といふふうな今考へております。

○波多野鼎君 そうすると買入償還といふ場合は減失しないのであります。償却といふのは減失する場合といふ意味なんですか。

○政府委員(佐藤一朗君) ちよつと字をこれは使ひわけましたのであります。○波多野鼎君 余り使ひ分けてるから分らなくなつてしまふのであります。却つて分らなくなつてしまふのであります。どういふ具体的の場合を言つておるか。

○政府委員(佐藤一朗君) 普通の買入れ償還の場合であります。期限が参りましてそれは償還でございます。それからそれを持つておりましたものを減失償却するやうなものを償却と、こゝういふに考へて書分けたわけでございます。

○波多野鼎君 それだから買入償還といふ場合でも買入れてそれを持つておるものであります。買入償還の場合……。

○政府委員(佐藤一朗君) それは運用の場合には起り得るわけでありまして、○波多野鼎君 運用の場合は分るのであります。それは分るけれども、償還といふのはどういふ意味か。

○政府委員(佐藤一朗君) これは期限が……。

○政府委員(伊原隆君) 私申し上げますが、國債に御存じのように期限が参りまして償還いたします場合と、それから期限前に市場等から買ひまして、市場でなくともよろしいのであります。買入れまして償してしまふ場合と二つあるわけでありまして、期限が来たときに還す場合を償還といひ、期限前に買入償却をする場合を償却と、こゝういふ使ひ分けであらうと思ひます。

○波多野鼎君 そんならば先程の説明は違つておるわけですね。

○政府委員(佐藤一朗君) それでは一つ訂正いたしますから……。

○政府委員(佐藤一朗君) 普通の意味で……。

○波多野鼎君 これもさういふように書いて貰つた方が意味が通ずるのでござい……。

○政府委員(佐藤一朗君) 「まず」といふところ……。

○波多野鼎君 書き方としては一般會計の負担に屬する國債を優先的に償還又は償却すると書いた方が……。

○政府委員(伊原隆君) さうでござい……。

○波多野鼎君 復金債なんか、それはどういふ取扱ひになるのですか。あれは一般會計の負担じやないわけですね、復金債として……。

○政府委員(伊原隆君) 復金債の償還の場合は、國債でございませぬですか。この條文には嵌まらないのであります。ただこの間も御説明申し上げましたように六百二十四億六千七百万円かの復金債を償還いたしますために、一般會計で交付公債を出しまして、復金に渡しまして、復金がこの見返資金特別會計で買つて貰つて、それで復金債を返すといふやうな仕組みを考へておりますが、この條文には嵌まつており

ません。

○中野功君 そうすると第五條のこの條文が必要である理由はどこにあるわけですか、一般会計の負担に属する國債を先ずやるというのは、第五條は何故これがなければいけないのか。

○政府委員(伊原隆善) 一般会計の方の公債から段々減して行こうという原則を見たと思います。

○中野功君 第四條の第二項ですが、財政法の関連が書いてあるのですが、これは私もよく分からず聞かなくて、第二項が、現金の受拂、それを何故財政法に関連させなければならぬのか、その理由はどこにあるか。

○政府委員(佐藤一郎君) これは前に御説明したかと思いますが、実は從來貿易會計等でもそうでございますが、資金の受拂というものがいわゆる特別會計の歳入歳出に立つておりませんでした。それでそれは貿易會計でございますが、いわゆる経費的な部分だけが出ておりまして、そうして資金の出入りというものは事実上の運用になつていたわけですが、勿論法律に基いてです。特別會計の歳入歳出の面に出ておらなかった。従つていわゆる國の財政法の収入支出というものは外れた觀念でございまして、それを今回は貿易會計等においても全部資金の受拂が歳入歳出の面に出ることになりました。それと同じように、この會計におきます動きもすべて資金の受拂が歳入歳出として出て来るわけでありまして、それを表す意味でこういふことに特に断つたのです。

○中野功君 それでもう一つ、第四條の一項ですが、さつきも波多野さんの聴かれたところですが、「公私企業に對

する資金に運用し若しくは公企業に對する資金に使用する」とこの「公企業に對する資金に使用する」という場合なんですか、今度國鉄及び通信會計に繰入れると言いますか、入れているわけですか。あれは確か建設公債というふうなわけであつて、記憶しておりませんが、あの場合はどのようになつておりますか。運用になつてゐるのですか。

○政府委員(佐藤一郎君) 運用に當つてゐるわけでありまして、先程波多野さんの御質問の中にあつたのですが、公企業に對する資金に使用するといふ具體的の、例へば國鉄或いは通信なんかの場合を見たら、どちらの場合であつて、而もそれはそれに対して使用してしまつた場合に……。それならば併しそれにも拘らず幾ら使用いたしましても、見返會計には一應千七百五十億として入れたことにはなつてゐるわけですが、即ち私の聴きたいのは、そういう使用としてしまつた場合は、その金はそうするとその最終の負担責任はどうなるのかというわけでありまして、即ち見返會計からそれだけ抜けてしまつて、あとそれだけのものはなくなつたものとして計算されて行くのかどうか。その貰う方は受けたので、そのまま使つてしまつたということになりますけれども、會計自体から言つたら、使用した場合にはどんな會計になるのですか。

○政府委員(佐藤一郎君) これは例へば鐵道で申上げますと、建設公債を買入れるというふうな運用の形でございまして、繰入れてしまひまして、後では返して貰わないという場合も考え

得る、こういうことでございます。従つて今お話のありましたように、この會計としては別に貸しが残るといふことにならないのであります。

○中野功君 そこで貸しが残らないといふことになりまして、大きな意味でこの見返會計全体を我々が借金と考へるのが、貰つたものと考えたのかによつて、いろいろ考へ方も違つて来るわけでありまして一應今年千七百五十億、來年は幾らというふうにして、受入れた額は累積して行くわけですね。それは消えないのじやないか、段々額としては……。その中でこれだけ使つた、これだけ使つた、そうすると使用して行つた分、これは借入れなければ、その後見返會計から減つて行くわけですね。それはそういうふうになつて行つてもいいわけですか。

○政府委員(伊原隆善) この指令にございまして、原則は貸付でありまして、日本國政府がこの資金から許されること、その支出は能く限り明確に規定された利子並びに償還計画に従つてこの資金に返還し得るようにならねばならない」ということを謳つておりますので、原則は申上げましたように、普通の場合は貸付になりますから、バランスシートから申しますと、片つ方に使ひましたも、貸付金とか公債とかいう恰好で残つてゐるわけでありまして、併しながらこの後にありますように、「併しながらこの原則はより一層日本の安定及び輸出に貢献する他の範疇の引出があればこれを妨げるものではない」といふことを言つておりますので、相当例外的の場合でございまして、けれども、やりきりにしてしまふという場合がある。で、この法律に謳つてお

りますように、公企業等に對しては支出として落してしまふという場合がある、こういうわけでございます。

○中野功君 もう一つはそれに関連してゐるのですが、運用とか使用のときによく分りませうけれども、公企業等に運用された場合、例へば今度米たいに國鉄、通信に幾らかの建設公債を引受けてやるというふうなことをなされたときに、この資金自体がその企業に對しては、何か特別な發言權とかそういうものを持つことが予想されておりますか。

○政府委員(伊原隆善) これは今度の運用又は使用、そういうものがあつた場合について、その企業について、場合によりまして検査するとか、必要な報告を受けるというふうなことは、当然あり得ると思ひます。

○委員(櫻内辰郎君) 外に御質疑はございせんか。

○黒田英雄君 衆議院におきまして、政府提案に對して四條の第六項並びに第七項は削除されたのでありまして、それに関連して更に決議案が出たといふことを承知してゐるのであります。が、政府におきましては、それに対して衆議院で答弁があつたかどうか私は承知しませんが、この六項、七項は削除されました、すでに我々に御配付になりました通令部司令部からの賞書において詳しく規定されておるようでありますので、政府においては削除されましたも、原案にありまして同じような手続きを取られるお考えでありますかどうですか。つまり削除されましても實際においては別に取扱上變りはないというお考えでありますのか。この点をお伺ひします。

○政府委員(田口政五郎君) 勿論政府と司令部との間におきましては、この四月一日付の日本政府宛ての賞書によりまして、この第三項によりまして、削られましたのと同じ……。これがあつても削られましたが、同じ取扱をするになつております。ですからこれが國内法で四條の六項と七項はなくてもいいじやないかという御意見には別に異議がないわけでありまして、これが削られましたも、お説のように日本政府と司令部の間には同じ方法で賞書によつて交渉することになつております。

○委員(櫻内辰郎君) 外に質疑はございせんか。

○中野功君 ちよつと、先の黒田委員に對する答弁の問題ですが、政務次官のお話、私はつきりしなかつたのです。

○政府委員(田口政五郎君) 簡単に申上げますと、それを削られましたのは國内法にはこういう体裁の必要はないじやないかという意味であります。政府としましては四月一日付の日本政府に對します賞書によりまして、六項、七項を國内法にも持つて行つたのであります。ところが國内法にはそういうものを入れる必要がないじやないかといふことであつたのであります。が、勿論これがなくても政府と司令部の間にはあつたも同じような状態が交渉するといふことになつておるのであります。

○中野功君 そうしますと、とにかくこの見返資金なるものを日本政府としてはどう考へておるかという問題があると思ひますが、即ちこの場合向うからガリオア或いはイロア物資が入

つて来る。それで昨日波多野委員の質問に対して、單に予算に上げられた額が問題ではなくて、日本政府が受取つた物を日本の円に換算したものである、こういうことになつております。要するにこれは一定の幾ら／＼という資金の問題ではなくて、現実、物を日本で賣上げた代金、こういうものだと思ふのです。それでこの場合我々はこの性格をはつきりしようと思へば、二つに分けて考えなければならんと思ひます。即ち五億ドルなら五億ドルという米ドル、こういうものを日本が一應借りておるなら借りておる、こういう性質のものと、もう一つはそういうものを日本で賣つて得た資金で、これは私は分けて考えなければいけないのではないかと。で、このドルについては、これが借金なのか、或いは將來講和會議のときに何らかの形で我々の負担を少くして処理されるか、これも私は聴きたいと思ひますが、なか／＼答えにくくと思ふ。併し少くとも日本政府が日本の國政について責任を持つてやつておる、こういうふうな建前から見れば、この円なるものは明らかに私は日本のものである、日本政府のものである、こう思ふのです。これをどう使用しようかと、これは日本政府の私は権限でできることじやないか。それは何故かといへば、さつきも申しましたが、ドルについてはそういうふうないろいろの將來の問題が沢山出て來ますが、少くとも日本國內でこれを賣つて、そして円を取つて來ておる。その円に關しては、これは國內經濟に關連することでありまして、而も日本の國內の政治は司令部の監督の下に日本の政府が責任を持つてこれを行ふといふふう

な今までの統治方式、占領方式から見ましても、亦そのことは考えられますし、もう一つは現実、この資金なるものは日本経済の一つの重要な一環として動いて行くものであり、而も実際に我々は千七百五十億圓というのを見て行けば、一体この千七百五十億圓の中には何が入つておるかといへば、實際の資金から見ても、八百三十三億の輸入調整金の中、六百十何億というものがこゝへ資金の面から見ても入つておるんです。ですから、私はさういふ國民の税金が一應この千七百五十億の中にも入つて行くといふような事情から見てもやはりこれは國內の問題であるといふふうに思うのです。ですから、この円なるもの、円資金なるものの性格をはつきりさして貰わないと困るのですが、その点私はまあ政府側の責任ある答弁を聴きたいと思う。私の言つておることが詭弁に聞えるかも知れませんが、私は少くとも日本本の占領下の統治方式といふものを考へて行つたり、或いは現実、この資金の出で来る所といふものを考へてみたり、或いはこれが日本の経済に果す役割といふものを考へてみれば、やはり日本政府の全責任を持つてこれをやるべきである、こゝろ思うのであります。その点どうなんでしょうか。

○委員長（櫻内辰郎君） 速記を止めさせていただきます。

〔速記中止〕

○委員長（櫻内辰郎君） 速記を始めさせていただきます。

○油井賢太郎君 千七百五十億はすでに決つておる。残りの千四百八十億は今中西君が話したように、いろ／＼先方と折衝しながら使つて行くといふの

ですが、國會といたしまして、これは一面から見ると予備金というふうにも見られるのですがこの前の國會の予算書においては五十億の予備金でも随分問題があつたのです。それに対して千四百八十億というような大きな予備金とも見らるべき資金の使途に、國會の立場からどういふふうないわゆる検討と申しますか、觀察と申しますか、権限というものがあり得るかどうか、その点についてお聴かせ願いたいと思ひます。

○政府委員(佐藤一郎君) お話御尤もと思いますが、非常に大きな額がまあ内容が決まらないまま出ておる次第でありまして、この運用をどうするかという問題は、安定本部と政府の部内で相当検討してありますが、直接國會自身のお手許で以て、これの運用をどうするかというような点は、現在のところでは話が進んでおりません。又この條文を作ります際に、特に考慮に入れたはございません。予算の審議をするという途だけに現在のところなつております。

○油井賢太郎君 そこで日本政府から、先方に使途について申入れる場合に、國會と一應協議をするとか、或いは國會にその使途について相談をするとかいう方策を、お採りになるかどうかという点、何しろ千四百八十億という大きな、予備金に匹敵するようなものが、政府自体の独自の意思で、勝手に使われるということは、これは國民としても相当問題が起きる点じやないかと思う。その点をはつきりと一つここでお示し願わないと、我々の方針もちよつと迷つて來はしないかと、こう思ひます。

○中西功君　その点に關連して、第九條に「内閣は、毎會計年度、この會計の予算を作成し、一般會計の予算とともに國會に提出しなければならぬ。」と提出しなければならぬと、こう書いてありますけれども、承認を経なければならぬというところが書いてない。これはどういう意味か知りませぬけれども、提出しなければならぬ、普通……。

○政府委員（伊原隆吉）　前段についてお答え申し上げますが、米國対日援助見返資金特別會計法案を國會で御審議願ひまして、第四條にございます援助資金は通貨及び財政の安定、輸出の促進、その他經濟の再建に必要な目的に使うとの御承認を経るわけでございまして、千七百五十億円の使途につきましては、この法案の趣旨に従ひまして、政府の責任において運用するということになつております。

○政府委員（佐藤一郎君）　後の御質問でございしますが、これはすべての會計法が実は皆こういう規定になつておりまして、予算が國會の協賛を得なければならぬということは、すでに憲法において自明のことでございます。ここにあります規定はただ手續規定として書いてあるだけでございます。

○油井賢太郎君　今のどうも政府の説明では、單に千四百八十億圓というものは、政府だけに任して置いて貰いたいの、というふうにも聞こえるのです。が、漠然と任してしまつて、國會としての審議權というものが、これではどうも明確でないという点ですね、千四百八十億をまとめてお任せして置く。どういうふうに使われるかという明細については、日本政府が直接先方と

……、日本政府の意図においてやるということになる。國會というものはただお任せしつ放しである。先程私が言つたように、予備金という問題は國會では非常に重要視されておる。その予備金と丁度同じような性格を持つと思う。これについてはつきりした國會との連繫というものがない限りは、我々の今後の方針が立たないのじやないか、こう思うのであります。

○中西功君　私が今聴いたとき、日本政府と言いましたが、もつと根本的に言へば國會の問題です、いわゆる議院の権限、表面的には六項、七項は一應削除されましたけれども、実質上これと同じなんだということになりますから、九條に「提出しなければならぬ」とされましても、一向に意味のない提出でありまして、これを國會に提出することさえおかしいので、そんなことならむしろ提出して貰わんでも、いいぢやないかということさえ考えられるのであります。

○政府委員(伊原隆君)　予算書に千七百五十億、それで二百七十億を鉄道通信の公債に向けるということが出ておりますのは、甚だ漠然としたことで、國會の御審議の内容としてどういうものかというお示しだと思つのでありますが、何分にもこういう事情でできました法律案でありまして、そうしてこの予算の運用は只今御審議を願つております第四條の趣旨に従つて運用するということに相成つております。その点御了承願いたいと思います。

○油井賢太郎君　これは大藏大臣に来て頂いて、はつきりと責任の所在点を示して置いて頂かないと、私としてはちよつと納得し難いということを申し

上げて置きます。
○委員長(櫻内辰郎君) ちよつと速記を止めて。

午後三時十六分速記中止

午後三時三十二分速記開始

○委員長(櫻内辰郎君) 速記を始めて下さい。

それでは米國対日援助見返資金特別會計法案については只今大蔵大臣の御出席を要求して、そうして御審議をお願いしたいと考えますので、そう取計いたします。

○委員長(櫻内辰郎君) 次は貿易特別會計法案について御審議をお願いいたします。

○中西功君 貿易廳の人が今日来ていますですか。

○委員長(櫻内辰郎君) 見えています。

○中西功君 それは安本の何か渡邊貿易局長という人いますか。

○委員長(櫻内辰郎君) 渡邊さんは見えておりません。貿易廳の方は見えております。

○中西功君 今日の新聞を見られれば分りますように安本の渡邊局長ですが、あれが、あの輸出入のドル價格による計画を発表されているのです。それは衆議院の何かの委員会では発表されておる、それと我々が昨日聞いたのととても食い違っているのです。それでああいう計画は私前に聞いたことあります。だけれども少くとも数はまあ別として大分食違っている。一体あれはどういうわけなのか、私新聞を見てびっくりしたのです。あれだという計算が又皆違つて来ると思うのですが、その点ちよつと説明して貰いたいと思

います。

○政府委員(新井茂君) 洛安定本部の方で御説明になつた数字は恐らく安定本部としての一つの希望案と申しますか、かようなものであると存ぜられるのでありまして、あれはまだ政府全体としての計画になつておりませんわけです、それでこの予算の編成を待つてやるべきわけに参らん、差違つておりますのでそれとは別箇に予算の基本といたしまして、大体の数字を想定をいたしましたして、そうしてそれを基礎にいたしまして、この貿易特別會計を出しておるわけでありまして。

○中西功君 いや、それはいろいろ政府にも希望の条件、或いは要求もありましようけれども、併し実際に新聞にああやつて出ますとあれは一つの事実になると思つておる、それで予算において想定されておる、少くとも國會で審議されておる基本と安本の名において出された数字とは余程めちやくちやに食違つておるといふことになりま

す、これはもう非常に私は國民として迷惑になると思つておる。或る意味では現在まだ日本政府にそういう確乎とした数字がないと言へば言えるかも知れませんが、併しともかくもああやつて大きく新聞に出れば、あの事実、あの数字が事実でなくとも一つの大きな力を持つのです。やはり嘘から出た誠になると思つておる。あれがこういふふうになる意味で、たために発表されたら、少くとも國會で審議している基本的な予想数字と、それから発表されたものとが食違つておるといふこと

而もそれは決して単に一個人が発表されたというふうなものでなくて、確かに衆議院の委員会と言われた数字になつておる。それで私はこういうことをさ

れたのじや非常にも困ると思つておる。衆議院の商工委員会に聞いたのです、困ると思つておる、それならば一應予算においてこれを組むに當つて推定し予想した数字を、私は

はつきり出した方が、向その方が正確だと思つておる。これも一應推定数字である。予想数字であるといふことを註釈で出した方がいいのです。で

ない、我々が若し別個のそういう数字によつて、國會だけが勝手にやつておるといふふうなこともなりますので、その点、私は政治の責任において、この問題ははつきりされないと、徒らに國民の考え方を混乱させるだけではないか、こう思つておる、政務次官如何がですか。

○波多野鼎君 それにちよつと関連して、以前小宮山委員から貿易の最近の事情、それから二十四年度の貿易計画品種別、仕向地別の資料を出して呉れといふことを要求されております。それが委員会においてそれ／＼出ていないようですが、それも一應期待して俟つておるところです。衆議院の商工委員会ですらういふようなものを発表しないで、我々の方にはさつぱり発表しなさいといふようなことは甚だおかしいですから、是非そちらで発表したのであらうから発表するのが当然だと思

います。

○政府委員(新井茂君) 只今お話の中で貿易の昨年におきます実績は資料としてお配りしてある。

○波多野鼎君 最近の二十四年度の計画も含めて……。

○政府委員(新井茂君) 計画の方は今申しましたようなわけで、この予算の

基礎としては、一應まあ基礎はできておるわけですが、先程お話の

経済安定本部で御説明になつた数字は恐らくこれまではいろいろ経済復興計画等につきまして、研究をせられたもの

の一部が出ておることと考へるのであります、併しながらこの予算の編成につきましてはそれとは別にこれは大

体から申しますと、この間も大蔵省の政府委員から説明がありました通りに

アメリカの予算が決らなければ輸入等につきましては、はつきりした数字が

出て来ないわけでありまして、従つて不確定な要素を或る程度含んでおるの

であります。従つて、それをどう見るかといふことはむづかしい問題であり

ますが、併しながら予算案においては大体關係方面においてもこれを了承さ

れておると存じますので、この予算の数字が目下のところにおきましては、

最も信頼すべき数字であらうと、かように考へます。

○中西功君 それならば予算に基いた数字といふものを私はやはり発表したいと思つておる、そんなことは予算を詳細に見れば大体分り切つて出てくることな

んだと思つておる。なぜそういう予算に基いた確実なものを発表しないか。そしてただ、こういう安本なり商

工委員会、ただ安本の勝手な、或る意味で勝手なものを発表しておる、こ

れは政府の、勿論事務當局の問題であるといふよりも私はこれは政治問題だ

と思つておる。で、恰も來年は輸出輸入が非常に殖えて、日本経済が潤おうか

のような感じを與えるためか何か知りませんが、やたらに大きな数字だけを上げればよいといふふうな悦好が見える

と思つておる。ここにゴム原料は三万五

千トンを計画しておると書いてあります。我々の予算書には三万四千トンと

載つております。併しながら実際にこれを業者、即ち輸入に當つておる人や

或いは輸入自動車關係の労働組合の人達に聴きますと、今年はどこへ行つて

も關係方面に行つても、或いは商工省に行つても二万四千トンぐらゐしか入

らない。強行に輸入を要求しておつても、それは止むを得ないのだといふう

なことで、これを言われておるので

す。そういう数字に關しては或る意味では随分出たつておると思つておる。私は恐らくゴムの問題については二万四千トンというのが正しいのじやないか。現実によつてこれは考へております。だから私今日これを見まして、非常に政府が無責任なことを發表したりするじやないかといふことを考へましたので、この点は一

事務當局の問題としてでなく、政治問題として、いつでも宜うしうござい

ますが、適當な方が責任を以てこの数字の問題については、今後はこういうふうに出たらめなことをしないで、一定

の政府として確定したものを確實に発表するといふふうにして貰うように要望したいと思つておる。

○波多野鼎君 今日発表された数字を私も見ておいたのですが、出たらめであるかどうかわからない。中西君は出たらめというが或いは眞実かも知れない。だから安本長官に來て貰つてはつきりしたものを聞かなければいけないと思つておる。

○中西功君 ただゴムの問題について言えば、實際私達が当面しているところと比べれば非常に違つておる。もう一つ別

のことですが、昨日から問題になつて

おりました私が出しました会計の資金組みの問題ですが、政務次官に頼んだのですが、あれを適当に回答して頂けませんか。

○政府委員(村岡信勝君) 只今の中西委員のお尋ね、一應資金組みの点であります。昨日申上げました通り、ドルの金から言いますと、援助物資関係を除きまして、若干輸出超過ということが予算上相成るわけでありまして、従いまして円の外から言いますと、支拂の方が多くなるといふ結果、輸出品の買上の代金として千八百八十六億圓あまり、一般の輸入品の買上によりまして収入として一千三百八十五億といふことになりまして、その結果資金の面から言いますと、どうしても不足になつて参ります。勿論純粹の輸出輸入の取引の外に貿易外の関係の支拂受入れの関係もございますし、正確に申上げた輸出代金輸入代金の價格だけが資金、これのマイナスになるわけでありませんけれども、いろいろ要素を総合いたしました結果、結局において一般会計からの借入金四百億圓を基にし、更に年度中一時借入金最高限度二百億圓の借入を認めるということによつて年度内に操作をいたし、更に年度を通じて従来の借入金のうち二百五十億圓を返済いたすということによつて、昭和二十四年度の資金組みが收支とん／＼でないか、そういう計算に相成つております。

○中西功君 そうするとこういうことになりましてね。第一の問題はドル会計と円会計が、貿易において一應切り離されてる結果として、いろいろ特別貿易の円会計の方に問題が起つて来る。この点が一つ。具体的に言へば、

今度の貿易計画数字から見ても、さつき言われましたように、一億余りの輸出超過見たいなものができて来る。それは勿論援助物資の部分を直接そのまゝ除いてしまへば、輸出超過の面ができて来る。その輸出超過の面が貿易会計においては、それが円の支拂い超過になるわけですね。その結果その超過が直接それを合つてゐるか、合つてゐないかといふことは別といたしまして、全部がそれに投ぜられてゐるかどうかは別といたしまして、一般会計からの繰入れ或いは一時借入金といふものが必要になる、これが第二番目の点ですね。そうして第三番目の問題として言へば、若し逆にこの千七百五十億といふもののこの円資金をそのまま全部無條件に見返会計に入れるのではなくて、若しこの援助物資、円資金の一部で、さつき申したような輸出部分を補うようにできておれば、一般会計に繰入れ、或いは借入金といふふなことは必要でなくなる。これは逆の場合であります。そうして最後に國の問題としては、このように会計が組まれて行きますと、いはば輸出が増大すればする程、又輸出を増大させようとする程、一般会計の税金或いはその他の繰入金によつて、貿易資金に、我々は注ぎ込んで行かなければならないといふふうな結果を生むわけなんでありまして、このことは輸出補償金だとか或いはいろいろのことをやらなくとも、表面はそう言われておりますけれども、やはり何らかの形でこういうふうな輸出振興策が講ぜられてい

ゆる輸出振興のために國民の金ややりやうという面での会計の操作を通じて一應注ぎ込まれて行かなくてはならなくなつてゐる、こういう事実ですね。こういう事実を……最後の問題を別にしてもいいですが、一、二、三までの間は、一應先の答弁によつて貿易應當局が認められたということになるならば、一應私の質問はそれで終るわけでありまして。

○政府委員(村岡信勝君) 千八百八十八億の輸出のための代金支拂と、千三百八十五億の輸入代金の支拂の結果、当然資金繰りに不足が来て、そういう部分をカバーするための繰入金であるといふことは大体において御指摘の通りだと思います。ただその結果、やはりその裏付になります。裏にありますが、この算の上で申上げて、仮に同じような一億ドルなら一億ドルの超過といふことになりまして、單に本年度限りの立場から言へば、そういう工合に円サイドで幾百億の繰入れといふことになりまして、更に次の年度のこの関係をみますと、この一億ドルの輸出超過といふものは、結局新らしい輸入の資金になるわけでありまして、仮に予算通り推移して参りますれば、來年度以降において同じ額を、輸出代金の支拂を要せずして一億ドルに相当する円の側における。収入がオーヴァーするわけでありまして。仮に一本レートの資金が参りました場合を考へて参りますれば、當然に一億ドルに相当する面が、歳入の面で歳出を超過するといふ結果になりますので、當然にこれは本年度における幾百億の繰入金の返還に充て得る、そういうふうな結果になるわけでありまして。

○中西功君 ただそのとき剰余ができましたときには、この一般会計の繰入といふことは、今度は貿易会計からしないのでたゞ貿易会計として残つて行くだけですね、資金が剰余ができました……この度の場合には税金から四百億出してゐるのです。ただ併し來年度において輸入がよくなりまして、即ち自由輸入がうまくなりまして、貿易資金の受入れが多くなりまして、そして又剰余が残つても、それはたゞ貿易資金会計として繰入れられて行くだけでありまして、一度拂つた税金といふのはもう一般会計に歸つて來ないといふシステムになつてゐますね。

を改正する法律案について政府より提案理由の御説明を伺いたいと存じます。

○政府委員(田口政五郎君) 政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明いたします。昭和二十二年九月十二日付連合國最高司令官からの日本政府宛政府支出の削減に関する覚書の発生に伴ひまして、政府は關稅格と不当な高貨金による支拂から免れ、直面してゐる財政の危機を打開突破しようとする決意を以て同年十二月第一回國會に法律案を提出し御審議並びに議決を得まして、この法律を制定せられましたことは御承知の通りであります。政府は爾來一年余りこの法律の円滑な運用につきまして非常な努力をいたして参つておりますが、施行の実情に鑑みまして、法律の改正に俟たなければならぬ点について鋭意研究しつつありましたところ、今回連合國最高司令官から再び覚書が発せられまして、政府支出の削減の趣旨に副するような競争入札契約による政府支出の場合には、その契約額を公價として取扱ふことができるよう指令されましたので、ここに、この法律の改正を必要とするに至つた次第であります。

○委員(櫻内辰雄君) 外に御質疑はございせんか。只今波多野さんの要求で安本長官の出席を求めておりますが、院内におられないそうでありまして、行く先は分らない、そうでありまして、但し渡辺次長が出席をし得るだろうと思つてからといふことで今交渉したいと思つてゐます。で時間的關係で、この際この貿易特別会計法案の審議をちよつと中止をいたして置きます。

○委員(櫻内辰雄君) 新しく付託されました政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律の一部

わけであると存じております。

以上の理由によりましてこの法律案を提出いたしました次第であります。右に述べました賞書において至急実施するようにとの指示のあつた関係もございまして、何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことを希望いたします。

○委員長(櫻内辰郎君) 次は有價証券の処分調整等に関する法律の一部を改正する法律案であります。政府の提案理由の御説明を願います。

○政府委員(田口政五郎君) 有價証券の処分調整等に関する法律の一部を改正する法律案提出の理由を御説明申し上げます。今回改正しようとした点は、株主登録制度の簡素合理化と、株主の登録を要する会社として比較的小規模の会社が指定せられ、これらの会社は指定を受けた際、その株主全部について証券処理調整協議会に報告し、爾後毎月これら全株主の移動について報告をすることになつております。ところが今回株主登録制度の範囲を拡張し、大会社にも株主の登録をさせる必要が生じたのであります。極めて多数の株主を有する会社が零細なる株主に至るまで、その移動を逐一報告することは煩瑣にたえませんので、本制度を簡素合理化し、五千株以上の株主についてのみ、登録すれば足ることをすると共に、株式分布状況報告書等を提出させ、株式民主化の実態を報告せよとするものであります。

この外、先に閉鎖機関の特殊清算人の地位を解かれました日本銀行を証券処理調整協議会の協議員から除く等、

若干の改正をいたそうとするものであります。

以上の理由によりまして、この法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことを願ひ申し上げます。

○委員長(櫻内辰郎君) 次は国民金融公庫法案について御審議を願います。政府より提案理由の御説明を願います。

○政府委員(田口政五郎君) 国民金融公庫法案の提案理由を御説明いたします。

一般の金融機関から資金の供給を受けることが困難な国民大衆に対して、その生活の再建を図るために必要な資金を供給し、民生の安定と社会秩序の維持を図ることの必要なることは改めて申上げるまでもないところであります。而して従来右のような金融を擔當しておりました庶民金融庫と恩給金融庫は、金融機関再建整備法による最終処理の結果、庶民金融庫についてはその資本の全額を、恩給金融庫についてはその資本の九割を損失補填のために切捨てられたため、かような金融を擔當する能力を失つたのであります。その機構の整備を必要とするに至つたのであります。従つてこの際右両金融庫の機能が比較的類似している点を考慮し、兩者を統合して、新たに国民金融公庫を設立し、一般金融機関の供給すること困難な国民大衆に対する金融を行はしめようとするものであります。この国民金融公庫は、その行の金融の性質上資本金を一般に仰ぐことが困難でありますため、その資本金は政府の全額出資によることとし、昭和二十四

年度において十三億円の政府出資を予定しております。

次に業務の範囲としては、国民大衆の生活再建のため緊要な小口の事業資金の供給に限ることとし、生活資金その他消費的な資金の供給を行ふこととすると共に、従来庶民金融庫の行なつていた無擔保社及び市街地信用組合の中央機関業務、恩給金融庫の行なつていた恩給担保の貸付業務等については今後これを行はぬことといたしました。

以上のような性格と業務内容を持つ公庫については、その業務の民主的な運営を確保するため、国民金融審議会が設置され、業務の運営に関する重要事項につき、大體大臣の諮問に應じ、又進んで意見を述べることになりま

す。この審議会の委員は関係官廳の代表者の外、産業各界及び国民各層の代表者を以て構成されるのであります。更に又公庫が政府の全額出資による機関であるという特殊性に基き、その役員及び職員は國家公務員として取扱われると共に、その会計に関しては、公團等の予算及び決算の暫定措置に関する法律に基き公庫の予算決算について國会の議決を経ることとし、その経理の適実を期することとしたのであります。

以上が國民金融公庫法案の大要であります。速かに御審議の上御賛成あらんことを切望します。

○委員長(櫻内辰郎君) 波多野君に諮りいたしますが、あなたの御要求で安本長官の出席を求めたのですが、今院内におられない。それで外出先も分らないというのですが、どういたしたようか、安本長官の出席されるまで審議を中止いたしましたようか、どういた

しました。

○波多野君 貿易資金ですか。――

○委員長(櫻内辰郎君) 貿易資金です。

○波多野君 それはいいです。

○委員長(櫻内辰郎君) 只今貿易の方の政府委員が見えない。そうでありまして、それは貿易特別会計法案の御質疑は大體終了いたしておりますから、若し最終の御質疑がありますならば、この際お願いいたしたいと思います。外に御発言もないようでありますから、直ちに討論に移ることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(櫻内辰郎君) 御異議ないと認め討論に入ります。御発言の方は賛否を明らかにしてお述べを願ひいたします。

○中西功君 貿易特別会計法案につきましては、我々共產黨は反対いたしました。

反対の理由はもと／＼今吉田内閣がやつておりますところの貿易政策そのものに、実は我々は重大な批判を持つてゐるのであります。このよう貿易が決して日本を本當によくない。こういう貿易ならば、やればやる程日本の國民は損をする。その結果といたしまして、日本の購買力の減少、或いはよく言われておりますような低賃金或いは農村における／＼の複雑な問題、更に又中小商工業者、或いは國內向けの産業に従事してゐるところの企業がこのような貿易政策の結果として大量に崩潰して行く、これは現に起つてゐるわけでありまして、こういうふうな今日日本経済に起つてゐる非常な悲劇の根源がこの貿易政策にあるわけであ

りまして、我々としたしましては、その貿易政策を裏付けようとするところのこの会計法に盛られた／＼の行き方に対しましては、根本的な反対を持つておるわけでありまして、それが第一点です。

第二点は具体的に言へば、会計法の仕組の問題であります。実は前にこれが貿易資金特別会計として行われておりましたときにも、我々はその会計のやり方について非常な大きな批判を持つておりました。それは特にガリオア・フランド或いはイロア・フランドとして送られて來るところの円資金なるものが、貿易資金特別会計の中に減茶苦茶に入られ、そして使われておる。こういうふうな点では批判を持つておつたのであります。どうしてもそれを特別な会計としてこれを十分日本政府の責任において処理しなければいけない、これは会計の仕組みについてそう考へておりました。たゞ／＼このたび見返資金特別会計というものができたのであります。これは我々の言つていたことと表面的には似ておりますが、實質的には百八十度違つております。で特に私がこのたびの質問においても問題にいたしましたのは、そのような必ずしも正しくない見返資金特別会計の設定の結果として貿易資金特別会計には非常に無理が起つて來ております。従つて直接國民に關連いたしますことなんでしょうが、この中にこの仕組ではまず／＼輸出が増大すれば増大する程、國民の税金や或いはその他日銀の資金がこの会計に繰り入れて行かなければならぬ、こういうふうな實際の關係が起つております。それは見返資金特別会計關連において起る

問題であります。我々といましては、そういう点に非常にこれは困ると思つてあります。大体大きな問題としてはそういう点なんでありまして。そういう意味で一見いたしますと、この貿易會計は曾て我々が主張した方向へ來ておるように見えるのであります。が、實際は全く逆な方向へ行つておる。こういう意味で私達やはり反対せざるを得ない、これが私の反対理由であります。

○委員長(櫻内辰郎君) 外に御発言はございせんか。外に御発言もないようでありますから、討論は終了したものと認めて直ちに採決いたします。貿易特別會計法案を原案通り可決することに賛成の方の御挙手を願います。

〔挙手者多数〕

○委員長(櫻内辰郎君) 多数と認めます。よつて本案は可決と決定いたします。尙本會議における委員長の口頭報告は委員長において本法案の内容、委員会における質疑應答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして、御承認を願うことに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(櫻内辰郎君) 御異議ないと認めます。それから委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名

川上 嘉 米倉 龍也
西川甚五郎 黒田 英雄
玉屋 喜章 伊藤 保平
小宮山常吉 小林米三郎
波多野 鼎
○委員長(櫻内辰郎君) 御署名洩れはございせんか。——なしと認めな

す。

○委員長(櫻内辰郎君) 次は酒税法等の一部を防止する法律案の御審議を願います。御質疑がありましたら、この際御質疑を願ひたいと存じます。それでは随分内容がございまして、本日はこの程度で散会し、明日午前十時から開くこととしては如何でしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(櫻内辰郎君) それでは、明日午前十時から開くことにいたします。午後は散会いたします。

出席者は左の通り。

委員長 櫻内 辰郎君
理事 波多野 鼎君
委員 黒田 英雄君
伊藤 保平君
玉屋 喜章君
西川甚五郎君
油井賢太郎君
小林米三郎君
小宮山常吉君
高橋龍太郎君
中西 功君
川上 嘉君
米倉 龍也君

委員

政府委員

大蔵政務次官 田口政五郎君
大蔵事務官 (主計局次長) 阪田 泰二君
大蔵事務官 (主計局法規課長) 佐藤 一郎君
大蔵事務官 (理財局長) 伊原 隆君
大蔵事務官 (理財局長) 内藤 敏男君
大蔵事務官 (理財局長) 内藤 敏男君
大蔵事務官 (理財局長) 内藤 敏男君

貿易廳次長 新井 茂君

商工事務官 村岡 信勝君
(貿易廳經理局長)

四月二十一日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律(昭和二十二年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。
第一條に次の一号を加える。
四 予算決算及び會計令(昭和二十二年勅令第六十五号)第七章第一節から第三節までの規定に従ひ、一般競争入札又は指名競争入札に付し、國が結んだ契約により提供される物又は役務

第九條第二項中「第一号及び第二号」を削る。
附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律施行前に成立した契約については、なお従前の例による。
四月二十二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、國民金融公庫法案
二、有價証券の処分調整等に関する法律の一部を改正する法律案
國民金融公庫法案

國民金融公庫法

目次

第一章 總則(第一條—第九條)
第二章 國民金融審議會(第十條)
第三章 役員及び職員(第十一條—第十七條)
第四章 業務(第十八條—第二十二條)
第五章 會計(第二十一條—第二十七條)
第六章 監督(第二十八條—第三十條)
第七章 罰則(第三十一條—第三十三條)
第八章 雜則(第三十四條—第四十九條)

附則
第一章 總則

(目的)
第一條 國民金融公庫は、庶民金融及び恩給金融の業務を承継し、銀行その他一般の金融機關から資金の融通を受けることを困難とする國民大衆に対して、必要な事業資金の供給を行うことを目的とする。

(法人格)
第二條 國民金融公庫(以下「公庫」という。は、公法上の法人とする。公庫は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十五條又は商會社その他の社團に関する商法(明治三十一年法律第四十八号)の規定に定める商會社ではない。

(事務所)
第三條 公庫は、主たる事務所を東京に置く。
2 公庫は、大蔵大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。但し、その教

は、東京都、北海道及び福岡縣においては二、その他の府縣においては一をこえることができない。(業務の代理)
第四條 公庫は、大蔵大臣の認可を受けて、他の金融機關にその業務の一部を代理させることができる。

2 公庫は、前項の規定により金融機關にその業務の一部を代理させようとするときは、その金融機關に対して代理業務に関する準則を示さなければならない。(資本金)
第五條 公庫の資本金は、十三億円とする。但し、國会の議決を経て、これを増加することができる。

2 公庫の資本金は、政府がその全額を出資する。
3 政府の出資に係る資金は、第二十三條の規定による場合、國会の議決を経た金額の範囲内で業務上必要な不動産を取得する場合、庶民金融から承継した日本銀行からの借入金返済する場合及び國会の議決を経て経費に充てる場合を除く外、第十八條の規定による小口貸付の業務に充てなければならない。

(登記)
第六條 公庫は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。
2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

くことができる。但し、その教は、東京都、北海道及び福岡縣においては二、その他の府縣においては一をこえることができない。(業務の代理)
第四條 公庫は、大蔵大臣の認可を受けて、他の金融機關にその業務の一部を代理させることができる。

2 公庫は、前項の規定により金融機關にその業務の一部を代理させようとするときは、その金融機關に対して代理業務に関する準則を示さなければならない。(資本金)
第五條 公庫の資本金は、十三億円とする。但し、國会の議決を経て、これを増加することができる。

2 公庫の資本金は、政府がその全額を出資する。
3 政府の出資に係る資金は、第二十三條の規定による場合、國会の議決を経た金額の範囲内で業務上必要な不動産を取得する場合、庶民金融から承継した日本銀行からの借入金返済する場合及び國会の議決を経て経費に充てる場合を除く外、第十八條の規定による小口貸付の業務に充てなければならない。

(登記)
第六條 公庫は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。
2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(非課税)

第七條 公庫には、所得税及び法人税を課さない。

(名称の使用の制限)

第八條 公庫でない者は、國民金融公庫という名称又はこれに類する名称を用いることができない。

(法人に関する規定の準用)

第九條 民法第四十四條、第五十條及び第五十四條の規定は、公庫に準用する。

第二章 國民金融審議會

(國民金融審議會)

第十條 國民金融審議會(以下「審議會」といふ。)は、第十三條第一項の規定による推薦並びに第十八條第一項、第十九條第二項、第二十條、第二十四條及び第二十九條第二項の規定による議決をする外、大藏大臣の諮問に應じ、公庫の運営に関する重要な事項につき意見を述べるために、大藏省に置かれる。審議會は、必要があると認めるときは、公庫の運営に関する重要な事項につき意見を述べることをすることができる。

2 審議會は、委員九人をもつて組織する。

3 委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

- 一 経済安定本部財政金融局及び大藏省銀行局を代表する者各一人
- 二 商業、工業、農業及び金融界を代表する者四人
- 三 國民大衆の利益を代表する者で國家又は地方公共團體の公務員以外のもの三人

4 前項に掲げる委員は、通貨発行

審議會の推薦に基き、内閣の承認を得て大藏大臣が任命する。

5 委員を任命する場合において、その委員の選定に當つては、各地域における利益が適當に代表されるように相當の考慮を拂わなければならない。

6 委員のうち一人を委員長とする。委員長は、委員の互選により定める。

7 委員の任期は、二年とする。但し、最初の任命に係る委員の任期は、第三項第二号の委員の半数及び同項第三号の委員のうち一人について、それぞれ一年とする。

8 委員が心身の故障その他の事由に因り職務を行うに適しないこととなつたときは、大藏大臣は、通貨発行審議會の議を経て、これを解任することができる。

9 委員が欠員となつたときは、二月以内に補欠の委員を任命しなければならない。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

10 委員は、再任されることができ

11 委員長及び委員は、その勤務に對し報酬を受けない。但し、会合出席のため、又は特に公庫の事務のために費された時間に対する相應の日当及び会合出席のため、又は公庫の事務を命ぜられたために要する旅費の支給を受けることができる。

11 審議會は、少くとも年に四回開かなければならない。

12 前各項に定めるものの外、審議會に關し必要な事項は政令で定める。

第三章 役員及び職員

(役員)

第十一條 公庫に、役員として、總裁、副總裁各一人、理事四人及び監督二人を置く。

(役員の職務権限)

第十二條 總裁は、公庫を代表し、その業務を総理する。

2 副總裁は、總裁の定めるところにより、公庫を代表し、總裁を補佐して公庫の事務を掌理し、總裁に事故のあるときにはその職務を代理し、總裁が欠員のときにはその職務を行う。

3 理事は、總裁の定めるところにより、公庫を代表し、總裁及び副總裁を補佐して公庫の事務を掌理し、總裁及び副總裁に事故のあるときにはその職務を代理し、總裁及び副總裁が欠員のときにはその職務を行う。

4 監事は、公庫の業務を監査する。

(役員の任命)
第十三條 總裁及び監事は、審議會の推薦に基き、内閣の承認を得て大藏大臣が任命する。

2 副總裁及び理事は、總裁が大藏大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)
第十四條 總裁、副總裁、理事及び監事の任期は、四年とする。但し、最初の任命に係る理事及び監事の半数の任期は、それぞれ二年とする。

2 總裁、副總裁、理事及び監事は、再任されることができ

3 總裁、副總裁、理事及び監事が欠員となつたときは、遅滞なく、

補欠の役員を任命しなければならない。補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(代表権の制限)

第十五條 公庫と總裁、副總裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が公庫を代表する。

(代理人の選任)

第十六條 總裁、副總裁及び理事は、公庫の職員の中から、從たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行爲をする権限を有する代理人を選任することができる。

(役職員の地位)
第十七條 公庫の役員及び職員(當時公庫に勤務して一定の報酬を受ける者であつて、役員及び二月以内の期間を定めて雇ふられる者以外のものをいう。以下同じ)は、國家公務員とする。

第四章 業務
第十八條 公庫は、第一條に掲げる目的を達成するため、大藏大臣が審議會の議を経て定める計画及び指示に従ひ、生業資金の小口貸付の業務を行う。

2 前項に規定する「生業資金の小口貸付」とは、独立して事業を遂行する意思を有し、且つ、適切な事業計画を持つ者で、銀行その他一般の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対して、小口の事業資金を供給することをいい、生活困難者に対する救済資金の供給を意味するものと

解釈してはならない。

(業務方法書)

第十九條 公庫は業務開始の際、業務方法書を定め、大藏大臣に提出し、その認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、また同様とする。

2 大藏大臣は、前項の認可をしようとするときは、審議會の議を経なければならない。

3 前項の業務方法書には、貸付の限度、利率及び期限並びに第四條第二項の規定による代理業務に關する準則を記載しなければならない。

(事業計画及び資金計画)
第二十條 公庫は、毎事業年度において当該事業年度の予算の添附書類に定める計画に適合するよう、四年期ごとの事業計画及び資金計画を作成し、これを大藏大臣に提出し、審議會の議を経て行う。その認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、また同様とする。

第五章 會計
第二十一條 公庫の予算及び決算に關しては、公庫等の予算及び決算の暫定措置に關する法律(昭和二十四年法律第 号)の定めるところによる。

(利益金の処分)
第二十二條 公庫は、毎事業年度の決算上利益金を生じたときは、これを國庫に納付しなければならない。

(余裕金の運用)
第二十三條 公庫は、その業務上の

余裕金をもつて、公債若しくは復興金融債券を保有し、又はこれを大蔵省預金部へ預け入れて運用することができる。

(債権の條件変更等)

第二十四條 公庫から資金の貸付を受けた者が災害その他特殊の事由に因り、元利金の支拂が著しく困難となつたときは、公庫は、審議会の議を経て、貸付條付の変更又は延滞元利金の支拂方法の変更をすることができる。

(資金の交付)

第二十五條 公庫は、第四條第一項の規定により業務を代理する金融機関に対し貸付に必要な資金を交付することができる。

(不動産の取得)

第二十六條 公庫は、國会の議決を経た金額をこえて、業務上必要な不動産を取得することができない。但し、第四十四條第一項の規定により庶民金庫及び恩給金庫から不動産を譲り受けた場合は、この限りでない。

(會計帳簿)

第二十七條 公庫は、大蔵大臣の定めるところにより、業務の性質及び内容並びに事業運営及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。

第六章 監督

(監督)
第二十八條 公庫は大蔵大臣が監督する。但し、公庫を当事者又は参加人とする訴訟については、法務總裁が監督する。

2 大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるとき

は、公庫に対して業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(役員解任)

第二十九條 大蔵大臣は、公庫の役員が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。

一 この法律若しくはこの法律に基く命令に違反したとき。
二 刑事事件により有罪の宣告を受けたとき。

三 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。
四 心身の故障により職務を執ることができないとき、その他前各号に掲げるものの外、公庫の役員として不適当と認められるとき。

2 前項第四号の規定により解任しようとするときは、大蔵大臣は、あらかじめ審議会の議を経なければならない。

(報告及び検査)

第三十條 大蔵大臣は、必要があると認めるときは、公庫に対して報告をさせ、又職員をしてその事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により大蔵省の職員が立入検査する場合においては、その身分を示す証書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

第七章 罰則

第三十一條 公庫の役員又は職員が前條第一項の規定に違反して報告

をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、三万円以下の罰金に処する。

第三十二條 左の場合においては、その違反行為をした公庫の役員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により大蔵大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。
二 第六條第一項の規定に基く命令に違反して登記をすることを怠り、又は不正の登記をしたとき。

三 第十八條第一項の規定に違反して生業資金の小口貸付の業務以外の業務を行つたとき。
四 第二十三條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第二十八條第二項の規定による大蔵大臣の命令に違反したとき。
第三十三條 第八條の規定に違反して國民金融公庫という名称又はこれに類する名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

第八章 雜則
(他の法令の準用)
第三十四條 訴願法(明治二十三年法律第百号)その他政令で定める法令については、政令の定めるところにより、公庫を國の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

(共済組合)
第三十五條 公庫の役員及び職員は、國に使用される者で國庫から報酬を受けるものとみなし、國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の規定を適用する。この場合において同法中「各省各廳」とあるのは「國民金融公庫」と、「各省各廳の長」とあるのは「國民金融公庫總裁」と、同法第六十九條(同條第一項第三号を適用する場合を除く)及び第九十二條中「國庫」とあるのは「國民金融公庫」と、同法第七十三條第二項、第七十五條第二項及び第九十八條中「政府を代表する者」とあるのは「國民金融公庫を代表する者」と読み替へるものとする。

報酬を受けるものとみなし、國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の規定を適用する。この場合において同法中「各省各廳」とあるのは「國民金融公庫」と、「各省各廳の長」とあるのは「國民金融公庫總裁」と、同法第六十九條(同條第一項第三号を適用する場合を除く)及び第九十二條中「國庫」とあるのは「國民金融公庫」と、同法第七十三條第二項、第七十五條第二項及び第九十八條中「政府を代表する者」とあるのは「國民金融公庫を代表する者」と読み替へるものとする。

第三十六條 國庫は、公庫に設けられた共済組合に対し國家公務員共済組合法第六十九條第一項第三号に掲げる費用を負担する。

(健康保險等との関係)
第三十七條 健康保險法(大正十一年法律第七十号)第十二條第一項及び厚生年金保險法(昭和十六年法律第六十号)第六十條ノ二規定の適用については、公庫の役員及び職員は、國に使用される者とみなす。

(災害補償)
第三十八條 公庫の役員及び職員は、その災害補償については、國に使用される者で國庫から報酬を受けるものとみなし、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に関する法律(昭和二十二年法律第六十七号)の規定を適用する。

2 労働者災害補償保險法(昭和二十二年法律第五十号)第三條第三項の適用については、公庫の事業

は、國の直營事業とみなす。
3 第一項の規定により補償を要する費用は、公庫が負担する。

(失業保險)

第三十九條 失業保險法(昭和二十二年法律第四十六号)第七條の規定の適用については、公庫の役員及び職員は、國に使用される者とみなす。

第四十條 國庫は、公庫がその役員及び職員に対し失業保險法に規定する保險給付を行う場合には、同法に規定する給付に相当する部分につき同法第二十八條第一項に規定する國庫の負担と同一割合によつて算定した金額を負担する。

(経過の規定)

第四十一條 大蔵大臣は、通貨発行審議会の推薦に基き、第十條第三項各号に該当する者並びに庶民金庫及び恩給金庫を代表する者のうちから、設立委員を命じて、公庫の設立に関する事務処理せしめる。

第四十二條 設立委員は、設立の準備を完了した上、遅滞なく、資本金の拂込の請求をしなければならない。

第四十三條 資本金の拂込があつた日において、設立委員は、その事務を公庫の總裁に引継がなければならない。

2 總裁が前項の事務の引継を受けたる日において、總裁、副總裁、理事及び監事の全員は、設立の登記をしなければならない。

3 公庫は、設立の登記をすることにより成立する。
第四十四條 庶民金庫及び恩給金庫

は、公庫成立のときに解散するものとし、その権利義務は、公庫が承継する。

2 大蔵大臣は、庶民金庫及び恩給金庫の解散の登記を、その主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

3 登記所は、前項の嘱託を受けたときは、遅滞なく、その登記をしなければならない。

4 前項の登記については、登録税を課さない。

第四十五條 公庫は、前條第一項の規定により庶民金庫及び恩給金庫から承継した債權債務のうち左に掲げるものに係るものについては、特別勘定を設けてこれを経理し、政令の定めるところにより、公庫の運営の健全性を害しない範囲においてなるべくすみやかに、これを整理しなければならない。

一 庶民金庫法（昭和十三年法律第五十八号）第十七條第二号の規定による資金の融通、同條第三号の規定による損失補償及び同條第四号の規定による預金の受入（同條第五号の規定によるこれらの業務に附帯する事業を含む。）並びに同法第十七條ノ二の規定による預金の受入及び資金の貸付

二 恩給金庫法（昭和十三年法律第五十七号）第十八号に掲げる業務

三 庶民金庫法第十八條又は恩給金庫法第二十二條の規定により余剰金の運用として保有する有価証券であつて第二十三條に規

定するものの以外のものの保有。前項の規定により特別勘定として経理する債權債務については、その整理を完了するまでは、公庫は、第十八條第一項の規定にかかわらず、その業務を行うことができる。

公庫は、前條第一項の規定により恩給金庫の權利義務を承継する場合において、この法律施行地内にある事務所のこの法律施行地外にある事務所に対する貸又は借があるときは、その貸又は借は第一項の特別勘定に属せなければならない。

第四十六條 第四十四條第一項の規定による庶民金庫及び恩給金庫から公庫への有價証券の移轉については、有價証券移轉税を課さない。

第四十七條 公庫は、金融機関再建整備法（昭和二十一年法律第三十九号）第三十六條の八第一項の規定及び第四十一條の二から第四十一條の五までの規定の適用に関しては、庶民金庫及び恩給金庫の事業の譲受につき、これらの規定に定める譲渡金融機関からその事業の全部の譲渡を受けた金融機関とみなす。

第四十八條 この法律に規定するものの外、公庫の設立、公庫による庶民金庫及び恩給金庫の業務の引継並びに庶民金庫及び恩給金庫の解散に関し、必要な事項は政令で定める。

第四十九條 第八條の規定は、この法律施行の際現に國民金融公庫又はこれに類する名称を用いている

者については、この法律施行後六月を限り適用しない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第二項から第十六項まで（附則第十二項を除く。）の規定は、公庫成立の日から施行する。

2 恩給金庫法及び庶民金庫法は、廢止する。

3 恩給金庫法中恩給債券に関する規定は、前項の規定にかかわらず、第四十四條第一項の規定により公庫に承継される恩給債券について、なおその效力を有する。

4 恩給金庫法及び庶民金庫法廢止前にした行為に対する罰則の適用については、これらの法律は、なおその效力を有する。

5 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六條ノ二を次のように改める。

第六條ノ二 削除

第十九條第二号ノ二を第二号ノ三とし第二号ノ三を第二号ノ四とし、第二号の次に次の一号を加える。

二ノ二 國民金融公庫自己ノ爲ニスル登記又ハ登録

同條第七号中「恩給金庫」、「庶民金庫」、「恩給金庫法」及び「庶民金庫法」を削り、同條第十八号中「庶民金庫」を削る。

6 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第五号ノ三を次のように改

改める。

五ノ三 國民金融公庫ノ発スル証書、帳簿

同條第六号ノ二を次のように改める。

六ノ二 削除

7 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十一條第一項但書及び第七十五條第四項を削る。

8 無盡業法（昭和六年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項第四号中「若ハ庶民金庫」を削る。

9 無盡業法は、無盡業法第十條の改正規定にかかわらず、第四十五條第一項の規定による公庫の特別勘定の経理の完了するまでは、従来の庶民金庫への預け金に相当する營業上資金を公庫への預け金に運用することができる。

10 経済関係罰則の整備に関する法律（昭和十九年法律第四号）の一部を次のように改正する。

附則別表甲号六及び七を次のように改める。

六 削除

七 削除

11 前項の規定施行前にして行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

12 通貨発行審議会法（昭和二十二年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「日本銀行法」の下に「及び國民金融公庫法」を加える。

13 取引高税法（昭和二十三年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「恩給金庫、庶民金庫、復興金融公庫」を「復興金融公庫、國民金融公庫」に改める。

14 地方税法（昭和二十三年法律第一百十号）の一部を次のように改正する。

第十三條第十二号を次のように改める。

十二 國民金融公庫及び復興金融公庫の事業

15 公團等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第一條中「庶民金庫」を「國民金融公庫」に改める。

16 公團等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の規定に基いて成立した庶民金庫の昭和二十四年度の予算のうち、公庫の成立の日の前日までに執行されなかつたものは、公庫の執行すべき昭和二十四年度の予算となるものとする。

有價証券の処分の調整等に関する法律の一部を改正する法律案

有價証券の調整等に関する法律（昭和二十二年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「第五号」を「第四号」に改め、第四号を削り、第五号を第四号とする。

第十四條を次のように改める。

第十四條 總理廳令で定める株式會社は、總理廳令で定める日（以下

指定日という。)における株主名簿に記載された株主で五千株以上の株式(無議決権株を除く。以下同じ。)を有するものにつき、その住所及び氏名又は名称並びにその者の有する株式の種類及び数を、指定日から三十日以内に協議会に報告しなければならぬ。

前項の規定により報告のあつた株主に係る報告事項につき異動を生じたときは、当該株式会社は、総理廳令の定めるところにより異動に係る事項を協議会に報告しなければならぬ。但し、当該株主の所有する株式の数が五千株を下ることとなつてこれを協議会に報告した後においては、この限りでない。

第一項の株式会社は、同項の規定により報告のあつた株主(前項但書の規定により、その株主に係る報告事項の異動につき協議会に対する報告をすることを要しなくなつた株主を除く。)以外の株主で五千株以上の株式を有することとなつたものがあるときは、前項の報告をなす際、当該株主について第一項の事項を報告しなければならぬ。

第二項の規定は、前項の規定により報告のあつた株主に係る報告事項に異動を生じた場合に、これを準用する。

第一項又は第三項の規定により報告のあつた株主がその所有する株式の議決権を委任したときは、当該株式会社は、総理廳令の定めるところにより、株主總會の会日後二週間以内にその議決権の委任

に関する事項を協議会に報告しなければならぬ。

第一項の株式会社は、総理廳令の定めるところにより、株主總會の会日における株式の分布状況の報告書を当該会日後二週間以内に協議会に提出しなければならぬ。

前六項の規定は、総理廳令の定めるところにより株式会社以外の法人で総理廳令で定めるものについて、これを準用する。

第一項又は前項の株主会社又は法人(以下指定法人という。)が解散したとき又は指定法人でなくなつたときは、政令で定める者は、遅滞なくその旨を協議会に報告しなければならぬ。

第十四條の二 協議会は、前條の規定による報告事項に關し必要な調査をするため、その職員をして指定法人の役員若しくは職員の出頭を求めて質問させ、又は指定法人に帳簿書類その他必要な物件の提出を求めることができる。

第二十條中「一万円」を「十万円」に改め、同條第四号中「第十四條第一項又は第二項」を「第十四條第一項から第七項まで」に改める。

第二十一條中「一万円」を「十万円」に改める。

第二十二條中「一万円」を「三万円」に改める。

第二十四條に次の一号を加える。

三 第十四條の二の規定による出頭をせず、質問に答弁せず、虚偽の答弁をし、又は必要な物件を提出せず若しくは虚偽の事項を記載した帳簿書類その他虚偽

の物件を提出した者

附 則

1 この法律は、公希の日から施行する。

2 改正前の有價証券の処分調整等に関する法律第十四條の指定法人で改正後の指定法人であるものが同條の規定によりした報告で、改正後の同法第十四條第一項(同條第七項において準用する場合を含む。)の規定により報告を要する株主又は出資者に係るものは、改正後の同法の規定によりしたものとみなす。